

2020年度

綾瀬市の施策・予算に関する要望書

日本共産党綾瀬市議団

上田 博之

松本 春男

2020年度 予算要望書の提出にあたって

今年は、巨大台風が数多く上陸するなど、列島各地に甚大な被害を引き起こしました。綾瀬市でも各所で木の倒壊や農作物などへの被害が発生し、避難所への避難者数もこれまでにない多数に上りました。人的被害等が起きなかったことは幸いでしたが、これまで以上の災害対策の必要性が浮き彫りとなりました。

今一度原点に立ち戻り、想定される災害の一つひとつを具体的にシミュレーションし、現実的で効果的な計画を練り直し、速やかに対策を行うことを要望いたします。

また、国においては、社会保障の充実のためと言いながら、消費税の増税後には社会保障の切り下げのメニューが次々と浮上してきています。増税による消費の落ち込みや地域経済の減速、それに追い打ちをかける福祉の切り捨てにより、ますます格差社会が広がることが懸念されています。

こうした政治的、社会的状況において地方自治体の果たす役割は、一にも二にも、地方自治法に掲げられているように「住民の福祉の増進を図ることを基本」とするものでなければなりません。

たとえば、本年度より横浜市では国民健康保険制度の運用において短期保険証の発行を取りやめ、昨年8月時点での発行数25173を本年8月にはゼロとしました。ご存じのように横浜市では2016年に資格証明書もゼロとしています。横浜市ではこの事務取扱要綱の改正に対し「意図的に支払わないという人はほとんどおらず、適切に判断すれば交付はゼロになる」と説明しています。

この事例に現れておりますように、国の悪政に対し、市民を信頼し、市民の苦難を除去するために自治体としての真価を発揮する市政に転換されることを強く求めるものです。

また、こうした姿勢を貫くことで、市民から信頼されるようになり、市職員のやりがいや生きがいが高揚され、創意工夫に満ちた活気ある市政へと発展していくことでしょう。

2020年度の予算編成にあたっては、日本国憲法と地方自治法の精神を市民生活に生かした施策を実施することを求め、要望書を提出いたします。

2019年10月29日

日本共産党綾瀬市議団 団長

上田 博之

松本 春男

1、地方自治を守り発展させるために

- 1) 定数管理を改め、必要な職員の採用は原則正規職員とすること。
- 2) 職員の健康管理について、心身ともに健康で職務に専念できる職場環境の整備に努め、メンタルケアの充実を図ること。
- 3) 市の各種申請用紙へのマイナンバーの記載は強要しないこと。また、記載は強制でないことを告知すること。
- 4) 個人情報保護に万全を期し、市民課窓口業務は正規職員が行うこと。
- 5) 情報公開は、市民の「知る権利」を保障するものであり、周知と更なる公開を進めること。

2. 健康・福祉向上のために

○国民健康保険制度について

- 1) 他の健康保険よりも負担の大きい国民健康保険税を、協会けんぽ並みに引き下げる制度とするよう国に働きかけること。
- 2) 国民健康保険税を引き下げるために、法定外その他繰り入れを行うなど市独自の努力も行うこと。
- 3) 国民健康保険税は多子世帯ほど負担が重くなる仕組みなので、その原因である均等割をなくすこと。少なくとも当面は18歳以下の子どもは均等割の対象としないこと。
- 4) 受診抑制と重篤化を招く資格証明書、短期証の発行を中止すること。
- 5) 国民健康保険税申請減免額は、国保加入者のみの所得で算定すること。減免制度の周知を図ること。
- 6) 国民健康保険法44条に基づく病院窓口での一部負担金免除制度の周知徹底を図ること。

○高齢者福祉について

- 1) 特別養護老人ホームの建設を進め、入所待機者の解消を図ること。
- 2) 高齢者世帯・単身高齢者が入居できるケア付き住宅の建設を促進すること。
- 3) 外出が困難な市民への通院などの「移送サービス」制度について、利用時間・利用回数を増やすなどの支援を充実させること。
- 4) 神奈中バスの「かなちゃん手形」、相鉄バスの「ほほえみ会員証」を購入した高齢者には、一定額の助成をすること。
- 5) 高齢者の外出支援のため、休憩ベンチの設置を進めること。

○介護保険について

- 1) 介護保険料、利用料の独自減免制度を創設すること。
- 2) 補足給付の削減分を戻すよう国に求めるとともに、当面市が削減分の補填を行うこと。
- 3) 認定で以前より軽く判定されて要支援になり、介護ベッドなどの補助器具の利用ができなくなった高齢者に対する助成策を講じること。
- 4) 介護を必要としている高齢者に対しては、本人の申請がなくても措置制度の活用で特養ホームに入所させるなどの対策を講じること。
- 5) 総合事業の実施にあたっては、サービスの質を確保するために、適切な報酬単価の設定と必要な専門職の配置を行うこと。

○心身障がい児（者）のために

- 1) 療育システムのさらなる充実を図り、福祉専門職を増やすこと。
- 2) 福祉手当を増額すること。
- 3) 障がい者就労助成制度を充実し、就労の拡大を図ること。
- 4) 障がい者の就労促進のため、指定管理者などの委託要件に障がい者雇用を義務付けること。
- 5) 車椅子等の障がい者が、安全に社会参加できるように、当事者の意見をよく聞き、道路、建物、乗り物等のバリアフリー化をさらに進めること。
- 6) 県と協力して、企業等への指導を強め障がい者の雇用・就労を促進すること。また、市職員の雇用においても法定雇用率を達成すること。
- 7) 児童デイサービス、日中支援事業の対象枠を広げ、特別支援学校の長期休暇の障がい児及び保護者の援助制度をつくること。
- 8) 重度障がい者のバリアフリー化の住宅設備改良助成制度の大幅改善を行うこと。
- 9) 重度心身障がい児者がショートステイできる施設を増やすなど、サービス供給体制を改善すること。
- 10) 障害者自立支援医療においては所得制限を撤廃すること。
- 11) 精神障害者保健福祉手帳2級を重度障害者医療助成の対象とすること。また、65才以上の新規障がい認定者も重度障害者医療助成の対象とすること。

○市民の健康を守るために

- 1) 市民の健康を守るため、保健師・看護師を増員し、介護保険対象外の訪問看護・在宅ケア・衛生・予防医療等の取り組みを拡充すること。
- 2) 医師会と連携を進め、訪問診療の充実を図ること。
- 3) ガン検診受診率の向上など、成人病対策を充実させること。

- 4) 乳がんの早期発見を高めるため、マンモグラフィー・エコー検査を併用すること。
- 5) 子宮頸がんワクチンの安全対策と被害救済を行うこと。
- 6) アレルギー、アトピー性疾患対策を強めること。
- 7) 自殺防止対策のさらなる充実を図ること。

3. 安心して子育てができる街に

○母と子の幸せのために

- 1) 小児医療費助成制度の対象年齢を高校卒業まで所得制限なしで拡大すること。
- 2) 妊婦検診の助成を増額し、拡充すること。
- 3) 診療報酬の妊婦加算の廃止を国に求めること。
- 4) 少子化対策の一層の充実を図るため、出産する世帯に対し、出産費用の一部を助成する制度を創設すること。
- 5) 妊産婦・乳幼児の健診の充実と受診率を高め、虐待の早期発見や病気の早期治療に努めること。
- 6) ひとり親家庭の修学・就学支度資金貸付金の増額を国、県に要求し、市としても上乘せ実施すること。
- 7) ひとり親家庭等家賃助成制度を創設すること。
- 8) 児童虐待を防ぐために、関係者等の通報に機敏に対応できる専門家によるネットワーク体制を拡充すること。
- 9) 児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）を市民に周知すること。
- 10) DV被害者の相談体制の周知をはかり、救済施設の増設を図ること。
- 11) 産じょく期の負担軽減のためのヘルパー派遣制度を創設すること。
- 12) 子ども食堂の運営支援と増設のための環境を整えること。

○子どものすこやかな成長を保障できる保育所をめざして

- 1) 児童福祉法第24条1項により綾瀬市の責任を果たすこと。
- 2) 保育の公的責任を果たすため、公立保育所の民営化は行わないこと。また、保育士の採用を計画的に行うこと。
- 3) 子どものすこやかな成長を保障し、保育所入所待機児解消のため、保育所の増設を進めること。
- 4) 待機児童ゼロを実現するため公立保育所の増設をはかること。また、民間においては営利を目的とする株式会社ではなく、社会福祉法人立とすること。
- 5) 企業の保育事業者には、社会福祉法と同等の運営を求めること。
- 6) 企業内保育所に対し、指導監督を行い、子どもの安全を守ること。

- 7) 保育所の入所基準を見直し、産休明けから入所できるよう、さらに改善すること。
- 8) 保育士の労働条件の改善を進めること。また、産休代替以外は正規職員としての採用を進めること。
- 9) 障がい児の保育受け入れ体制を充実させること。
- 10) 民間保育所における1歳児保育の職員配置基準を公立保育所と同等の児童4人に対し職員1人となるよう補助体制を見直すこと。
- 11) 保育等の無償化によって給食費が別途徴収とされたが、国に対しては給食費も含め無償化となるよう制度変更を求めること。また、県には給食費への補助制度創設を求めること。国・県が対応しない間は、綾瀬市独自に給食費相当分を助成し、実質無償化を実現すること。
- 12) 使用済み紙オムツの持ち帰りをしないで済むよう対策を講じること。

○子どもの放課後について（学童保育）

- 1) 指導員の待遇改善を図ること。
- 2) 児童が豊かな放課後を過ごすため、保育内容の充実を図れるよう支援すること。
- 3) 民間も含め放課後児童クラブの施設は、学校敷地内か、もしくは近隣に整備し、とりわけ広さなどの改善を図ること。
- 4) 放課後児童クラブの利用者増に対応する指導員を増やし、安全性を高めること。
- 5) 災害時の避難対策の充実を図ること。

4. 誰もが普通に生活できる街を

○生活保護について

- 1) 窓口対応は市民の立場に立って親切に行ない、すみやかに受け付け、原則2週間以内に判定すること。さらに、福祉専門職としての資格を持つケースワーカーを増員し、自立を支援すること。
- 2) 生活保護利用者の入学準備金の支給を現行の3月から1月に前倒しすること。
- 3) 生活保護世帯の卒業記念品代等は、実費を支給すること。
- 4) プライバシーが守られて、安心できる雰囲気相談スペースを設けること。
- 5) 自立支援を進めるNPO法人などの適正な指導をはかり、貧困ビジネスを排除すること。また、悪徳金融業者から生活保護受給者の生活を守る対策を講じること。

○生活困窮者支援について

- 1) 生活福祉世帯更生貸付金をより利用しやすい制度にすること。
- 2) 就労支援は強制するのではなく、人権・人格を尊重し、本人の自覚をうながすこと。

- 3) 低所得者のための住民税減免制度をより利用しやすい制度にし、周知を図ること。
- 4) 低所得世帯のための市営住宅を新たに増設すること。
- 5) 貧困の連鎖を断ち切るため、子どもたちへの学習支援対策を更に充実させること。
- 6) 家計改善支援事業を開始し、一人ひとりに対応する支援プランを作成すること。
- 7) 滞納相談は、納税計画のためではなく、生活再建のための相談を第一義とするよう運用を改めること。
- 8) 生活再建を最優先する「債権管理条例」を制定すること。

5. 教育について

○よりよい学校教育を進めるために

- 1) 改定教育基本法による教育への公権力の介入を許さず、憲法と「子どもの権利条約」に基づいた平和・民主教育を進めること。
- 2) 教育的効果もなく、教職員の負担増につながる小中一貫校の設置は行わないこと。
- 3) 小中学校の教科書採択は、教師や市民の意見が反映されるものとする。
- 4) 全学年を対象にした少人数学級を早急に実施すること。
- 5) 特別支援教育は、全教職員の研修等を充実させ、全校支援体制をつくること。学習支援者・介助員を増やし、全ての障がい児の学習を保障できる体制をつくること。
- 6) スクールソーシャルワーカーを各校1名体制にすること。
- 7) 内心の自由を侵害する「日の丸・君が代」の強制をしないこと。
- 8) 教職員の労働時間を把握し、過重労働の解消に務めること。
- 9) 全国学力学習状況調査への参加を見合わせる。
- 10) 競争主義を助長する学力学習状況調査の結果は、公表しないこと。
- 11) 外国籍児童・生徒への日本語教育を充実させること。
- 12) 小中学校の副教材・遠足・修学旅行などに伴う資料収集・事前調査に要する経費は全額公費とすること。
- 13) 複数の学校の体育館において雨漏りが発生している。早急にすべての体育館を点検し、修繕すること。
- 14) 小中学校の教材教具・図書・消耗品費等予算の増額を図ること。
- 15) 就学援助基準を改善し、部活動費・PTA会費等も対象にすること。
- 16) 給付型奨学金制度は公立の高校等の授業料の実態に合わせ増額すること。さらに、「入学支度金制度」を創設すること。
- 17) 学校給食は、自校方式を基本に年次計画をたて順次切り替えること。さらに献立の改善と充実をはかり、ゆとりある給食時間を確保すること。

- 18) 学校給食には、食育の観点からも地元農作物の利用を進め、地元農家との交流などの取り組みを進めること。
- 19) 学校給食費は無償にすること。当面、第3子以降の学校給食費補助制度を創設すること。
- 20) 各小中学校に生徒用更衣室を設置すること。
- 21) 学校災害見舞金制度を充実すること。(cf: 災害死亡見舞金10万円を100万円に)
- 22) 「夏休み親子工作教室」の材料費等に助成すること。
- 23) 義務教育を修了した青年の自立支援体制を構築し、NPOなどを育成すること。
- 24) いじめ・体罰などについて相談しやすい環境づくりを進め、個人の尊厳が守られる環境づくりを進めること。
- 25) 不登校児童・生徒への支援を強めること。
- 26) 道徳教育の評価制度を中止すること。
- 27) 学校教育での労働法制の学習を充実させること。

6. 豊かな市民生活と文化向上のために

- 1) 図書館・公民館等の指定管理者制度導入を止め、直営方式とすること。
- 2) 公民館等の使用料は、無料とすること。
- 3) スポーツ施設の利用料は、幅広い市民が気軽に利用できる金額とすること。
- 4) 当面、高齢者団体の使用料は減免とすること。
- 5) 地域の児童・生徒のスポーツ団体への支援を図ること。
- 6) 綾瀬スポーツ公園利用者の駐車場代は無料化とすること。

7. 市民を災害から守るために

- 1) ブロック・万年塀（大谷石含む）等の危険箇所について、改善指導を行なうこと。また、改修のための補助金制度は、塀の長さに比例するものに見直すこと。
- 2) 耐震補強の未施工の家屋に対し、「木造住宅耐震化補助事業」制度の周知徹底をいっそう図ること。
- 3) 想定される最大の被害に合わせた食料の備蓄、給水体制の確立、仮設トイレの確保などを計画的に行うこと。
- 4) 災害に備えて、中高層集合住宅等に対し、給水用自家発電装置の設置を指導すること。
- 5) 避難準備情報等、防災情報を市民にわかりやすく伝えること。また、防災ラジオの普及を図ること。
- 6) 一般家庭への火災報知器設置義務についての市民周知と、更なる啓発で促進すること。

- 7) 災害時の火災発生対策として、感震ブレーカーの全世帯設置を実現するため設置費用を助成すること。
- 8) 憲法と両立しない国民保護法に基づく訓練は行わないこと。
- 9) 国民保護計画は、戦争などを前提とした訓練でなく、憲法をあらゆる市民生活に生かす立場で、市民の安全を守ること。

8. 平和・基地問題について

- 1) 集団的自衛権を認める安保関連法改正による自衛隊の武器使用解禁は憲法に反するものである。基地をかかえる本市においては、行政にも重大な障害をもたらす。よって、特定秘密保護法とともに、これらの法律の廃止を求めること。
- 2) 米軍再編は憲法と両立しない。厚木基地を抱える自治体の首長として憲法を踏まえ、米軍再編問題に反対し、さらに厚木基地の撤去を要求すること。
- 3) 第2のフクシマを許さないために、東京湾への米原子力艦船の入港に反対すること。さらに米原子力空母の母港化撤回の取り組みを市民と共に強めること。
- 4) 平和首長会議に加盟していることを踏まえ、核兵器廃絶を緊急の課題とし、憲法と綾瀬市核兵器廃絶平和都市宣言の立場で、草の根から核兵器廃絶への取り組みと援助をさらに強めること。また、日本非核宣言自治体協議会にも加盟すること。
- 5) 厚木基地撤去と基地の跡地利用のために市民とともに運動を強めること。
- 6) 綾瀬市核兵器廃絶平和都市宣言に基づく非核条例を制定し、具体的な施策を行なうこと。
- 7) ヒロシマ平和学習派遣の取り組みは、未来を担う子どもらの貴重な経験となる。継続して行うとともに、平和式典にも参加できるようにして、世界的取り組みへの理解が深まるように改善すること。
- 8) 市民団体等が行なう原爆展など、平和事業を支援すること。
- 9) 人口密集地にある厚木基地への事故多発欠陥機オスプレイや外来機の飛来に反対すること。

9. 安全・快適で活気ある街に

○環境対策について

- 1) ゴミ減量化のため、資源化意識の市民啓発に務め、あわせて拡大生産者責任を明確化するよう国に求めること。
- 2) 地球温暖化防止条例を制定すること。
- 3) 増加する空き家への対策を強めること。
- 4) ゴミ屋敷への対策を強め、地域の良い住環境づくりを進めること。

- 5) 有害物質による土壌・地下水汚染を防ぎ、市民の安全と環境を守るために関係機関と連携して、指導、監督体制を強めること。
- 6) 無価値物の処理において火災が発生したことから、分別収集の意義を市民がより理解できるよう啓蒙に努めること。
- 7) BDF（廃食油）の利用拡大を進めること。
- 8) 再生可能エネルギーとして住宅用太陽光発電への市独自の設置費用の補助を拡大すること。また、風力、小水力、バイオマス、太陽熱利用システムなどの普及について研究を進めること。
- 9) リサイクル協同組合に委託する資源回収作業中に発生した死亡事故の反省にたち、市としても安全管理の徹底に力を尽くすこと。パッカー車での作業は複数体制を堅持させること。

○商工・労働関係について

- 1) 商店街の活性化のため、空店舗対策や商店街リフォーム助成制度を創設すること。
- 2) 市の公共事業は分離発注を引き続き行い、可能な限り下請け業者も含め、市内業者を優先し、市内経済の活性化を図ること。
- 3) 中小業者の経営を守るため融資制度を改善し、無担保無保証人融資制度を創設すること。
- 4) 中小企業退職金共済制度への加入の促進をはかり、補助の増額を図ること。
- 5) 綾瀬市の小規模工事は限度額を引き上げ、市内小規模事業者に発注すること。
- 6) 公契約条例を制定し、公共事業に従事する労働者が生活できる賃金と労働条件を保障すること。
- 7) 綾瀬市小規模企業振興条例を制定すること。
- 8) 入札の「談合」等の不正を許さないよう指導と対策を強めること。
- 9) 若者への就労支援対策を強めること。

○都市近郊農業を守るために

- 1) 農家との協力で地産地消の推進を図り、都市近郊農業の振興と育成を図ること。
- 2) 農地を借り上げ、市民農園・福祉農園・学校農園など拡充を図ること。
- 3) 食育を進めるため、学校給食に、市内の農産物をより多く使用できるようにすること。
- 4) 災害時の空地確保などの観点から、農地の宅地化を抑え、市民が利用できる農地として残すこと。
- 5) 道の駅は市内の農畜産業を発展させることができるものとして開設すること。また、建設にあたっては国・県の補助メニューを最大限活用すること。

10. 住みよい街づくりについて

○道路・交通安全対策について

- 1) 生活の安全と利便性を確保するために、道路通報アプリを積極的に普及し、道路の補修等はすみやかに進めること。
- 2) 道路に水たまりができないよう、側溝の落葉・土砂等を計画的に除去すること。
- 3) カーブミラーの点検を強化し、沿線の枝葉によって見えにくいミラーをなくすこと。
- 4) 歩道のフラット化をいっそう進めること。
- 5) 城山公園前の市道1573号線前後の交差点に信号を設置すること。
- 6) 大法寺前交差点の渋滞解消策として右折帯を作ること。
- 7) 市道長後座間線の新幹線高架下から消防南分署間に歩道を整備すること。当面、速やかに路側帯の草木を除去し路側帯を歩けるようにすること。
- 8) 仮称綾瀬スマートインターチェンジ運用開始後の車両の住宅地域への侵入を防止する対策をとってきたが、より広い範囲の地域を対象とした対策を講じること。また、速やかに渋滞箇所の解消を図ること。

○河川・下水道について

- 1) 独立採算性が強まり住民負担増につながる下水道会計の公会計化は行わないこと。
- 2) 下水道使用料の値上げは撤回すること。
- 3) 下水道使用料の減免制度を創設し、低所得者などへの適用を図ること。
- 4) 公共施設の改修や新設に際しては、雨水再利用の促進を図ること。
- 5) 雨水タンク設置助成制度の周知と、家庭や事業所の敷地に雨水地下還元を図るための施策を進めること。
- 6) 目久尻川の拡幅工事などは景観に配慮して行い、自然豊かな川が維持されるよう県に働きかけること。
- 7) 蓼川下流の改修を促進し、比留川（落合地域）の矢板を取り除くこと。
- 8) 厚木基地内の調整池を早期に完成させること。

○都市整備について

- 1) 緑化率向上のため、計画的な街づくりを進めること。
- 2) 第一種低層住居専用地域の住環境を守るため、インターチェンジ周辺の地区計画を見直すこと。
- 3) 公園トイレの洋式化などの改善・改修を計画的に進め、改修の際には災害対応トイレにすること。

- 4) 用地買収を促進し、目久尻川親水公園の早期開園を目指すこと。
- 5) 公園樹木の適正管理を進め、高木などの倒木や枝の落下を未然に防ぐこと。
- 6) 市民が懇親を深めながらバーベキューなどを楽しめるように、光綾公園・城山公園・綾南公園においてバーベキューコンロなどの火気の使用を認めること。
- 7) 小園地域の旧東海道を保存するため、地主と借地契約等を結ぶなどして開発を抑えること。
- 8) コミュニティバスを増便し、運行間隔を1時間以内とすること。
- 9) 防犯カメラの設置は、個人のプライバシーが守られることを条件とし、設置場所を公開し、映像の利用、管理などは市民の合意を得ること。また、カメラは、ネットワークに接続しないこと。
- 10) 公共施設などのアスベストは速やかに撤去し、市民の安全と健康を守ること。さらに、撤去時の飛散防止に万全を期すこと。

○市民のための住宅について

- 1) 市営住宅から転居する際の経年劣化によるリフォーム費用の負担は求めないこと。
- 2) 市営住宅使用料の値上げを行わないこと。
- 3) 高齢者などの住居を確保するため「あんしん賃貸事業」が実効あるよう、さらなる拡充を行うこと。
- 4) 不燃化・バリアフリー化工事助成制度を創設すること。
- 5) 低所得者向けに賃貸物件への家賃補助制度を創設すること。
- 6) 若者の定住を促進するため、若者家賃補助事業を創設すること。